

第2期久喜市教育振興基本計画【概要版】

第2期久喜市教育振興基本計画を策定しました

市教育委員会では、教育を取り巻く社会情勢の変化や教育の課題を踏まえ、久喜市総合振興計画における教育分野の大綱「心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち」を実現するため策定した、平成25（2013）年度から5年間を計画期間とする、久喜市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）の計画期間が終了するため、平成30（2018）年度から5年間を計画期間とする第2期久喜市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、第1期計画の成果と今後の課題を検証し、各施策の継続性を踏まえつつ必要な見直しを行い、第1期計画で掲げた基本理念等を継承しています。

今後、第2期計画に基づいて、久喜市の教育の更なる発展に取り組みます。

基本理念

未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり

人づくりは、豊かな未来をひらくための基本であり、市民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに生きがいのある暮らしを送り、将来にわたり豊かで活力ある地域を築くための原動力となります。

このため、次代を担う子どもたち一人ひとりのもつ個性や能力を一層伸ばすための教育を充実させるとともに、自ら学び、自ら課題を解決できる力を身に付けた、心豊かなたくましい人づくりを目指します。

また、私たち一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせて、生涯にわたって学び、楽しみ、個性や能力を発揮することができる環境づくりを進めることで、地域一体となって人材をはぐくむことができる生涯学習社会の形成を目指します。

基本方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたり、次の3つの基本方針で取り組みます。

「総合的な人間力」をもった次代を担う子どもたちの育成

自らの夢や希望に向かって、自立して社会でたくましく生きていくために必要な「総合的な人間力」をもった子どもたちの育成に取り組みます。

絆を深め、地域社会と連携した教育の推進

学校・家庭・地域の連携による、強い絆のもとで子どもたちへの教育に取り組みます。

郷土を愛し、生きがいのもてる生涯学習社会の実現

生まれ育ったふるさとを愛し、市民一人ひとりが生涯にわたって共に学び、楽しみ、心のゆとりや豊かさを感じることができる生涯学習社会の実現を目指します。

第2期計画体系図

基本理念

未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり

基本方針

「総合的な人間力」をもった次代を担う子どもたちの育成

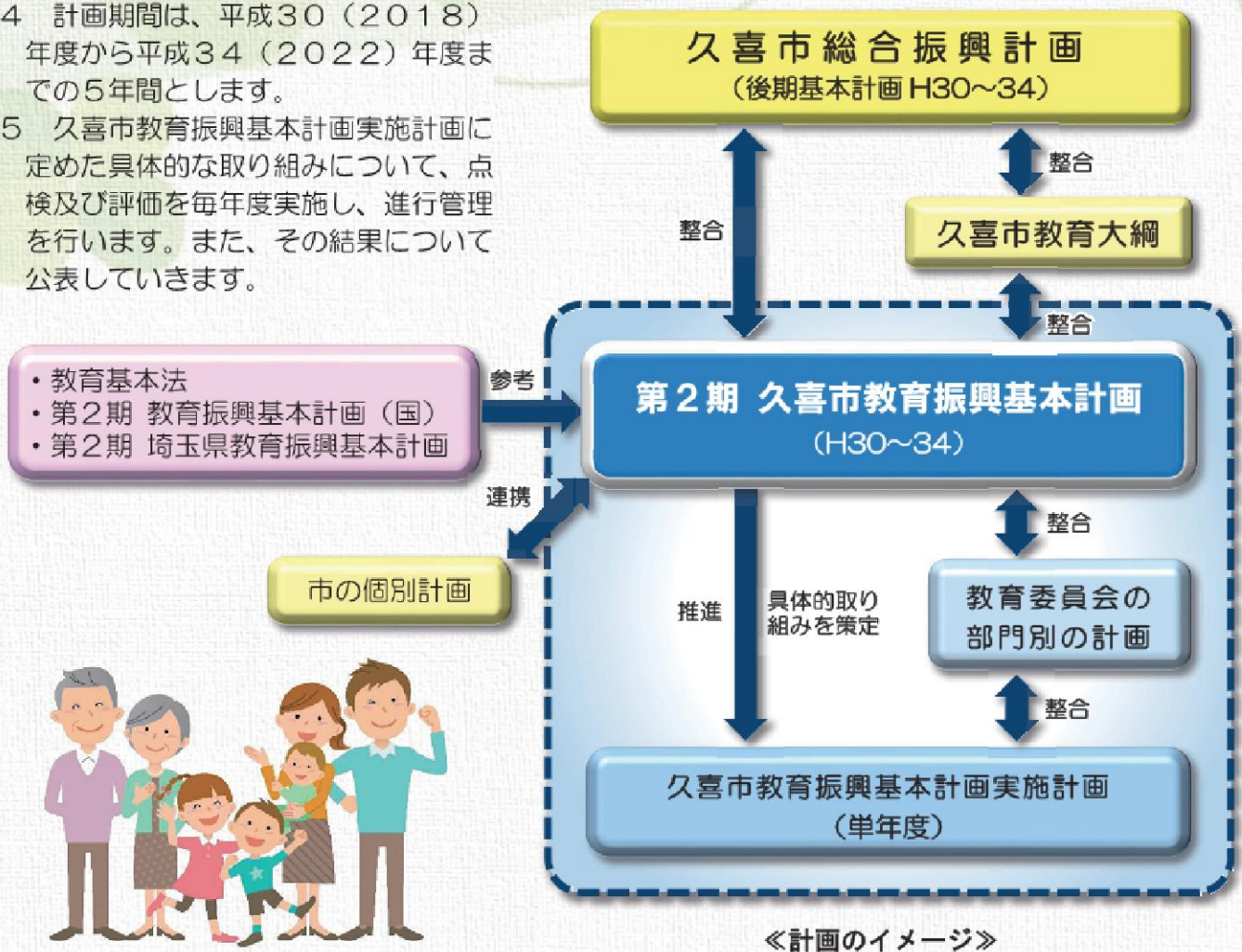
絆を深め、地域社会と連携した教育の推進

郷土を愛し、生きがいのもてる生涯学習社会の実現

| 基本目標 | 施策 | 主な取り組み |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本目標1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎をつくること、「生きる力」を培うことを重視して進める必要があります。そのため、幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携を深めるとともに、教育環境の整備を図り、幼児期に最も心ざわしい教育の充実を図ります。 | 1 子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援 2 小学校との連携 3 教員の資質・能力の向上 4 保護者への支援体制の充実 5 幼稚園と保育所の連携 6 特別支援教育の充実 | 1 基本的な生活習慣の習得に向けた指導 2 食育の推進 3 コミュニケーション能力の育成や自立心の育成 1 子どもの交流活動の推進 2 教員間の連携強化 1 教員研修の充実 1 保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の充実 2 教育時間外の保護者支援 3 子育てについての相談の場の提供 4 「3つのめばえ」の活用 5 3年保育の検討・実施 1 幼保一体化事業の充実 1 特別な支援を要する幼児の特性に応じた指導方法の推進 2 支援体制の強化 |
| 基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実 確かな学力、豊かな人間性や健やかな体（生きる力）、他者を尊重し助け合おうとする共助の意欲（絆）、知性や感性（情操）の「総合的な人間力」をはぐくむ学校教育の充実を図ります。 | 1 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実 2 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実 3 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実 4 学校における人権教育の充実 5 自立する力をはぐくむ教育の充実 6 安全教育の充実 | 1 学力向上を目指した教育の展開 2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「学びの改革」の推進 3 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 4 国際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育の推進 5 環境・キャリア教育等、多彩な指導の推進 6 情報通信ネットワークを活用した学習、プログラミング教育、情報モラル教育の推進 7 理数系人材の育成 1 道徳教育の充実 2 体験活動の充実 3 規律ある態度の育成 4 読書環境の充実と読書活動の推進 5 「久喜の子ども、5つの誓い」の推進 1 学校体育の充実 2 生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する力の育成 3 食育の推進 4 学校保健の充実 1 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒をはぐくむ人権教育推進体制の充実 2 「人権感覚育成プログラム」の普及・活用 3 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善 1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成 2 生き方教育としての進路指導・キャリア教育の充実 3 相談・指導体制の充実 4 いじめの防止対策の推進 5 不登校の防止対策の推進 6 非行・問題行動の防止対策の推進 7 インクルーシブ教育体制の整備・充実 8 就学支援・相談の充実 9 日本語指導の推進 10 教育センターの整備 1 児童生徒の危機回避能力の育成 2 交通安全教育の充実 3 学校の危機管理体制の整備・充実 4 防災に係る教職員の研修の実施 |
| 基本目標3 信頼される学校づくりの推進 教職員の指導力の向上、家庭・地域との連携の強化、教育環境の整備を推進し、家庭や地域から信頼される学校づくりに努めます。 | 1 教職員の資質・能力の向上 2 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 3 安全の確保 4 学校の適正規模・適正配置の推進 5 学校施設・設備の整備・充実 6 学校給食の充実 | 1 教職員研修の充実 2 校内研修の活性化の指導・支援 3 「教職員評価システム」の活用 4 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進 1 学校運営協議会の活動の充実 2 学校応援団の充実 3 学校・家庭・地域の連携強化による学校マネジメントの推進 1 防犯対策の充実 2 交通安全対策の充実 3 施設・設備の安全対策の実施 4 小・中学校等放射線量測定の実施 1 学校の適正規模・適正配置の推進 1 学校施設の非構造部材の耐震化の推進 2 学校施設の計画的な改修 3 学校ICT、教育情報ネットワークの活用 4 学校教材・備品の計画的な整備 5 学校図書館の充実 1 新たな学校給食センターの整備 2 安全・安心な学校給食の提供 3 食育の推進 4 学校給食の衛生管理の徹底 5 学校給食食材の放射性物質検査の実施 |
| 基本目標4 人権を尊重した教育の推進 市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるように人権教育を推進します。 | 1 PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進 2 家庭・地域における人権教育の推進 3 企業・事業者に対する人権教育の推進 | 1 PTA等への人権教育研修の開催 2 児童生徒への人権教育の充実 3 教職員への人権教育研修の開催 1 人権教育事業の推進 2 教育集会所の整備充実 3 教育集会所事業の充実 1 人権教育講座の開催 2 人権教育指導者の養成 |
| 基本目標5 豊かな生き方を築く生涯学習の推進 自己啓発や生活の充実のための学びの環境を整え、市民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するとともに、その成果を生かすことができる、生涯学習社会づくりに努めます。 | 1 多彩な生涯学習機会の提供 2 保護者の交流機会の提供・支援 3 生涯学習環境の整備・充実 4 公民館活動の充実 5 図書館サービスの充実 6 市民大学・高齢者大学の充実 7 放課後子ども教室の推進 | 1 生涯学習の機会の充実 2 市民大学・高齢者大学の充実 3 生涯学習情報の収集と提供 4 生涯学習研修大会や生涯学習推進大会への支援 5 生涯学習活動団体の活性化の促進 1 子育てについての意見交換の場の充実 2 各種講演会等の充実 1 生涯学習施設の建物及び設備の整備・充実 2 生涯学習施設の利用促進 3 生涯学習センターの整備・充実 1 公民館事業の充実 2 公民館運営の充実 3 公民館の適正配置の検討 1 「久喜市図書館サービス基本計画」の推進 2 「久喜市子ども読書活動推進計画」の推進 3 こども図書館の整備 4 図書館施設の充実 1 市民大学の充実 2 高齢者大学の充実 1 放課後子ども教室の推進 2 放課後子ども総合プランの推進 |
| 基本目標6 歴史・文化の継承と活用 多様な文化芸術活動を支援するとともに、市民が文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。また、市の文化的・歴史的資産を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てます。 | 1 文化芸術団体の育成・支援 2 文化芸術活動等の充実 3 地域文化資源の発掘 4 文化財の保存・継承 5 文化財の活用 6 郷土資料館の充実 | 1 文化芸術団体の活動支援及び育成 2 文化団体連合会等の統合に向けた協力・支援 1 文化芸術活動の成果発表及び鑑賞する機会の充実 2 市民ギャラリーの設置 3 文化芸術活動の情報提供 1 調査報告書の刊行 2 歴史的な地域文化資源の情報の発信 3 市史編さんの検討 1 指定文化財の保護活動への支援 2 埋蔵文化財包蔵地の適切な保存 3 指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援 1 指定文化財に関する情報の発信 2 指定文化財の説明板の整備 3 「歴史文化基本構想」策定の検討 1 展示の実施等による所蔵資料の活用 2 市の歴史を紹介する講座の開催等 |
| 基本目標7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実 市民が生涯にわたって心身とも健康で活気に満ちた生活を営めるように、久喜市スポーツ推進計画に基づいて、「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツへの関わり方を推進し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる各種団体の活動の支援等、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努めます。 | 1 スポーツ・レクリエーション施設の充実 2 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実 3 スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進 4 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援 | 1 社会体育施設の充実 2 学校体育施設の利用の促進 1 スポーツ・レクリエーション大会・教室等の充実 2 スポーツ・レクリエーションに関する情報収集と広報活動の充実 3 地域における指導者の資質の向上 1 久喜マラソン大会の開催 2 地区体育祭の開催 3 多くの市民が参加できるスポーツ大会等の開催 1 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援 2 総合型地域スポーツクラブの創設支援 |

計画の位置付け・期間・進行管理

- 1 教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けています。
- 2 久喜市総合振興計画の分野別計画として、教育行政の中心的な計画として位置付けています。
- 3 第2期計画に定める基本目標及び施策を達成するため、年度ごとに具体的な取り組み内容を示す久喜市教育振興基本計画実施計画を策定し、教育に関する部門別計画とともに、具体的施策を総合的、計画的に推進します。
- 4 計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。
- 5 久喜市教育振興基本計画実施計画に定めた具体的な取り組みについて、点検及び評価を毎年度実施し、進行管理を行います。また、その結果について公表していきます。



第2期計画の特徴

- 1 平成30（2018）年度から順次施行される新学習指導要領の内容を、幼児教育及び学校教育（小・中学校）の各施策に反映し推進します。
- 2 すべての小・中学校に導入した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を基盤とした、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 3 小・中学校の適正規模・適正配置を推進します。
- 4 すべての小・中学校に提供する新学校給食センターを建設し、学校給食の充実に努めます。
- 5 東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置する、「教育センター」「生涯学習センター」「こども図書館」「市民ギャラリー」に関連する施策を推進します。

第2期久喜市教育振興基本計画【概要版】 平成30（2018）年3月

発行：久喜市教育委員会 編集：教育部教育総務課

TEL：0480-22-5555（代表） E-mail：kyoikusomu@city.kuki.lg.jp

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。